

## 編集後記

今号も内容豊富なものとなったことを喜んでいいる。岡島論文は、朝日の元記者植村隆氏が起こした名誉毀損裁判で地裁と高裁が西岡の完全勝訴判決を下したことの意義について詳しく論じた。判決は、元慰安婦金学順さんが女子挺身隊の名で連行されたのではないことを、植村記者は知っていたながらそう書いたという西岡の主張の真实性を認めた。植村記事が捏造だという西岡の主張が真実である、と裁判所が判断したのだ。岡島論文が言うとおりの、問題は朝日新聞が捏造記事を掲載した責任をいまだに取っていないことだ。

小島報告では、先日一審で部分敗訴したフジ住宅裁判判決の衝撃的な内容を紹介した。在日韓国人の同社社員原告が社内で配布されて名誉が毀損されたと訴えた文書の中に、西岡が慰安婦問題の朝日の誤報などについて書いた評論が含まれていたというのだ。それ以外に本会の高橋史朗副会長と櫻井よしこ顧問の評論や産経新聞記事などが名誉毀損文書だとされた。このようなおかしな判決を放置できない。フジ住宅裁判の今後の展開を、言論と学問の自由を守るという観点から注視し続けていきたい。

前号で取り上げた『反日種族主義』著者の李栄薫氏、李宇衍氏ら4人が7月、韓国で元慰安婦の李容洙氏や元戦時労働者の遺族らに刑事告訴され、現在、刑事事件として警察の事情聴取を受けている。その起訴状に西岡力の名が2カ所も出ていた。

日本でも韓国でも、言論と学問の自由を守る戦いが激しく展開している。だからこそ、先に結論を設定せず、事実に基づく是々非々の議論を続けていく覚悟だ。

その意味で、今号に勝岡論文を掲載できたことも意義のあることだった。ぜひ多くの方に読んでいただきたい。最近、ある週刊誌が、「つくる会」教科書の検定を担当

した調査官が北朝鮮の工作員だという疑惑があるという記事を掲載した。しかし、その記事は事実無根だ。記事で情報源とされた脱北活動家朴相学氏は北朝鮮工作員リストなど見たこともないと言っている。やはり記事で、リスト情報を韓国情報当局が米国情報機関に伝え、それが日本の公安当局に伝わったとされているが、韓国情報当局は朴氏への警察の捜査に一切関与していないし、外国の情報機関に情報提供などするわけもない、と明言している。(西岡)

「南京大虐殺」の資料がユネスコの「世界の記憶」(記憶遺産)に登録されたのは5年前のことだが、非公開の審査で一方向的に登録され、中国によるユネスコの政治利用として問題になったのは記憶に新しい。

当該資料に関しては、世界の記憶に登録されたにも拘らず誰もアクセスできないという異常事態が続いていたが、中国は2017年から2018年にかけて、ようやく資料集として公刊した。

長谷氏の資料解説・資料目録は、この資料集の内容を初めて紹介し、史料批判を試みたものである。ユネスコ登録文書の資料リストと突き合わせる必要があるが、実証的反撃の第一歩として、高く評価したい。

(勝岡)

## 歴史認識問題研究

(年2回発行)

第7号 (令和2年秋冬号)

発行日：2020年9月18日

発行人：西岡 力

編集人：勝岡 寛次

編集部：歴史認識問題研究会

頒 価：1,000円

発行所：〒277-0065 柏市光ヶ丘2丁目1番1号

公益財団法人モラロジー研究所

西岡 力 研究室

T e l : 04-7173-3197

F a x : 04-7173-3199

印刷所：株式会社 長正社